

庄原市庁用自動車管理規則 (平成17年3月31日規則第11号)

最終改正:平成28年3月31日規則第24号

改正内容:平成28年3月31日規則第24号[平成28年4月1日]

○庄原市庁用自動車管理規則

平成17年3月31日規則第11号

改正

平成20年3月31日規則第25号

平成23年3月31日規則第10号

平成24年3月30日規則第10号

平成26年3月31日規則第13号

平成28年3月31日規則第24号

庄原市庁用自動車管理規則

(目的)

第1条 この規則は、市が所有する自動車及び原動機付自転車(以下「庁用自動車」という。)の適正な管理を行い、効率的運用と経費の節減及び交通事故防止を図ることを目的とする。

(庁用自動車の分類)

第2条 庁用自動車は、次に掲げる区分により、これを一般庁用自動車と消防用自動車に分ける。

(1) 一般庁用自動車

市長その他の執行機関の使用に供する自動車で、消防用自動車を除く全ての庁用自動車をいう。

(2) 消防用自動車

消防団が、主として消火活動等の用に供する消防ポンプ自動車、消防ポンプ積載車をいう。

(自動車の所属)

第3条 一般庁用自動車の所属は、現に庁用自動車配置されている課、室及び委員会の所属、消防用自動車の所属は、庄原市消防団とする。

(自動車の管理)

第4条 庁用自動車の管理は、本庁にあっては総務部総務課長及び支所においては総務室長(以下「管理者」という。)が行う。

2 所属の定められた庁用自動車の管理は、その所属の長が行う。

(自動車の保管)

第5条 庁用自動車は、いつでも使用できるように常に整備し、使用しないときは所定の場所に格納しておかななければならない。

(安全運転管理者)

第6条 道路交通法第74条の4第2項の規定による安全運転管理者は、別に定める。

(車歴台帳)

第7条 管理者は、庁用自動車の車歴台帳(様式第1号)を備え、整備保管しなければならない。

(配車申込)

第8条 一般庁用自動車を使用しようとする職員は、原則として使用日の2日前までに管理者へ申し込まなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、長期にわたり連続して使用しようとする職員は、使用日の5日前までに、申し込まなければならない。

(使用許可)

第9条 管理者は、前条第1項及び第2項の規定により一般庁用自動車使用の申込みがあったとき、これを審査し、適当と認めるときは、検査証及び鍵を交付するものとする。

(行先及び時間等の変更)

第10条 前条の規定により、検査証及び鍵の交付を受けた職員若しくは使用する職員が、当該行先及び時間等を業務上やむを得ず変更しようとするときは、その旨を管理者に申し出て、指示若しくは許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第11条 庁用自動車を使用する職員は、安全運転に徹し、効果的、経済的に使用するよう心がけるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 道路交通法等、交通関係法令を遵守すること。

(2) 管理者及び安全運転管理者の指示、指導を遵守すること。

(3) 使用後は、清掃して格納し、検査証及び鍵を管理者へ返納すること。

(4) 車両点検を毎週水曜日(当日が休日の場合は翌日)に行うこと。

(運行中の故障)

第12条 運行中に庁用自動車の故障を認めるときは、直ちに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、遠隔

地での故障であって、連絡が困難なため緊急やむを得ず修理したときは、帰庁後速やかに状況を管理者に報告しなければならない。

(運転日誌)

第13条 庁用自動車を使用した職員は、運転日誌にその日の運行状況を記録し、管理者の検印を受けなければならない。

(事故の処理)

第14条 庁用自動車を使用する職員は、事故が発生したときは、直ちに関係法令に基づく必要な措置を行い、その状況を所属長及び管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、前項に定める報告を受けたときは、別に定めるところにより、適正に処理するものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第25号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式(省略)
